

Q

なぜ「寄進地系荘園」の典型例が新田荘になっているのか？

A

これまで、「寄進地系荘園」の典型例として、肥後国鹿子木荘の事例が教科書などで取り上げられてきた。

確かに、鹿子木荘の事例は「伝領関係」（荘園現地の開発者、「寄進」目的、「寄進」先などの経路）や、職の体系に基づく土地領有のあり方（本家職—領家職—預所職＝開発領主という重層性）が明確に書かれていたため、生徒に説明するには好適な事例だったといえる。

しかし、最近20年で「寄進地系荘園」概念の研究が進むとともに、鹿子木荘の事例の根拠である「鹿子木荘事書」をもとに荘園成立の歴史像を描くのは不適切だという重要な指摘がなされている。周知のように「事書」は13世紀末の作成であり、記載内容は作成時から約1世紀前のことである。訴訟で、東寺が奪われた権益の回復を主張するための文書で、開発領主＝「沙弥寿妙」の子孫から東寺が寄進を受けたことにした文書だったのである。そもそも「沙弥寿妙」は肥後在地の勢力などではなく、京都の官人中原氏だったことも明らかになっている。

今、「寄進地系荘園」概念の内容も改変を迫られている。下からの現地開発→権益の保護を求めてより上級権力への寄進による「立荘」（上級権力による認可）という従来の考え方は否定されつつある。実際は、荘園の成立とは上からの「立荘」だったのではないかということである。「立荘」は、寄進の段階では極めて小規模の免田に過ぎなかった私領をもとにして、公領をも含む周辺地域を囲い込み、広域に及ぶ領域型荘園にする好機になっていたといわれている。「立荘」は、多くの場合、院・女院・摂関家などの上級権門が、たとえば御願寺造営などの事業展開をする際に院近臣（受領層、中級貴族が多い）などの縁で私領を集めさせ、事業の運営費用として基盤化する所に

始まるとされる。そのピークは12世紀前半の鳥羽院政期であるといわれている。

この新たな観点からみると、上野国新田荘は、その好例といえる。新田荘域を含む北関東地域は、かつての水田跡も確認できるが、天仁元年（1108年）の浅間山の大噴火に伴う大量で広汎な火山灰降灰によって「空閑」（いったん荒廃したが開発可能な土地）となる。畠作優位で小麦を栽培し「うどん」を常食とするこの地域の食習慣を形成するのは、この火山災害の後の再開発ブームの結果だという説もある。女塚・世良田など「こかん（空閑）の郷々」あわせて19郷からなる私領を形成したのは新田義重であった。この新田義重は、国司から「こかんの郷々」を再開発する許可を得て「地主」となり、開作に伴う得点を得る一方で、京都に基盤をもつ中級貴族（軍事貴族）としても摂関家や院とも関係が深く、金剛心院（御願院）建立という院の動向に合わせて私領19郷を寄進した。その結果、1150年代に公領39郷を含む広域（一郡規模）の金剛心院領新田荘が成立し、義重はその下司に任じられた。つまり、都鄙間を往来し、その両方の事情・実務に精通した中級（軍事）貴族が地方に私領を形成し、その私領をベースに院という最高権力主宰の事業の財源としての領域型荘園が立荘されるという理解が成り立つ。

上記の研究状況を踏まえ、弊社『図説日本史通覧』p.92 **3**では「寄進地系荘園」の代表例として新田荘を紹介しています。しかしながら、2015年度大学入試センター試験日本史Bにて「鹿子木荘事書」が史料問題として出題され、学習の便をはかる必要から、2016年度用（2016年2月印刷）より、p.92 **2**に「鹿子木荘事書」の史料信憑性への疑義についての注釈を入れ、その上で別冊付録p.12において「鹿子木荘事書」を扱うようにしています。